

手続き ID :

ご遺族の方へ

謹んでお悔やみ申し上げます。

市役所での手続きについては必要書類等をご確認いただき、この書類をご持参のうえ、市民課へお越しください。

■天理市役所 TEL 0743-63-1001 (代表)

1 市民課 (1階 内線 703~705)

- ① 印鑑登録証・住民基本台帳カードは失効しますのでご返却ください。またマイナンバーカードも失効します。
- ② 世帯主が亡くなられた場合、14日以内に世帯主変更の届出を行ってください(15歳以上の方が2人以上おられる世帯のみ)。
- ③ 天理市に本籍がある場合、戸籍謄本等の交付ができるようになるまで死亡届の提出後、通常5日間(閉庁日は除く)程度かかります。

2 保険医療課 (1階)

◎いきいき健康係 (内線 711・712・714)

【国民健康保険の加入者の場合】

国民健康保険被保険者証の修正及び葬祭費の支給がありますので、下記のものをご持参ください。

ア. 国民健康保険被保険者証その他の認定証

イ. 印鑑

【国民年金加入者または受給者の場合】

国民年金に加入、または受給されていた方が亡くなられたときは、年金の手続きが必要です(年金事務所でも手続きが必要な場合もあります)。

請求できる方の順位は、亡くなられた方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪、子の配偶者(3親等以内の親族)の順です。

◇必要なもの

ア. 年金証書(受給者でない方は年金手帳)

イ. 請求者の戸籍謄本(亡くなられた方と請求される方の関係が分かるもの)

ウ. 請求者のマイナンバーがわかるもの

エ. 請求者名義の通帳

※亡くなられた方と請求者が別居の場合、生計同一証明が必要です。

※厚生年金や共済年金の受給者の場合

市役所で手続きができませんので、年金事務所及び共済組合へお問い合わせください。

◎保険料係 (内線 709・710・725・726)

【国民健康保険の加入者の場合】

世帯の国民健康保険料が変更になる場合があります。

①現在、亡くなられた方の名義の口座から振替で納付されている場合

口座引き落としができなくなりますので納付方法の変更の手続きが必要です。新しい口座の登録には銀行の届出印、通帳など口座番号のわかるものが必要ですのでご持参ください。また、コンビニや金融機関での納付書払いも可能です。

②国民健康保険料の還付が発生する場合

世帯主(亡くなられた方が世帯主の場合は新世帯主)の認め印と振込口座のわかるものをご持参ください。亡くなられた方がおひとりの世帯の場合は、相続人代表者への還付になります。

◎福祉医療係 (内線 730・732・733)

【後期高齢者医療被保険者の場合】

- ① 後期高齢者医療の被保険者証をご返却ください。
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定証又は、限度額適用認定証をお持ちの方はご返却ください。
- ③ 葬祭費の支給がありますので、葬祭を執行された方の印鑑と振込口座のわかるものをご持参ください。
- ④ 後期高齢者医療保険料が還付になる場合があります。相続人代表者の認め印と振込口座が分かるものをご持参ください。

3 社会福祉課 (1階)

◎障害福祉係 (内線 728・729・735・741)

- ① 障害者手帳(身体・療育・精神)を交付されていた場合は、返却してください。
- ② 「特別児童扶養手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「福祉手当」を受給されていた場合は、印鑑をご持参のうえ手続きをしてください。

4 介護福祉課 (1階 内線 742・743・750)

65歳以上の方で、介護保険料を納付していた場合、介護福祉課までお越しください。

介護保険被保険者証はご返却ください。

裏面に続く

5 こども支援課（2階 内線 218・268）

児童手当及び児童扶養手当を受給されている場合、また児童扶養手当の相談や申請をされる場合は、こども支援課へお越してください。

6 農業委員会事務局（2階 内線 209・210）

【農地の相続等の届出について】

農地を相続された方は届出が必要です。農業委員会が相続された農地を把握し、農地の利用を促進します。

7 税務課（2階 市民税係 内線 249

土地係 内線 251 家屋係 内線 252）

亡くなられた方が次に該当する場合は、名義変更や納税通知書の送付先変更（相続人代表者指定届の提出）を行って頂く必要がありますので、税務課にご相談下さい。

- 市県民税の納税義務者
- 軽自動車・バイク等の名義人
- 固定資産（土地・家屋）の所有者 等

8 収税課（2階 内線 203・204）

市県民税、固定資産税、軽自動車税を口座振替で納付されている場合は、引き落としができなくなりますので、再度、金融機関で口座の手続きをしてください。

9 建築課住宅係（3階 内線 309・316）

亡くなられた方が市営住宅に入居されていた場合

- ① 亡くなられた方が単身で入居されていた場合住宅の返還手続きが必要となりますので、建築課住宅係まで下記のものをご持参ください。
 - ア.届出人（法定相続人のみ）の印鑑
 - イ.住宅の鍵
- ②亡くなられた方が名義人または同居人の場合同居人異動届等の手続きが必要となりますので、建築課住宅係までお越してください。